

島田市社協本所での

車いす申請方法

車いすを借りたい

自宅から申請

- ・車いす貸出申請におけるQRコードをお手持ちの携帯端末等で読み取って頂くか、下記及び社協HP内に記載している車いす申請フォームでの申請をお願いします。



[車いす申請フォーム](#)

窓口来所

自宅でフォーム申請をして頂いた方は、来所時に事前申請した旨を職員にお伝えください。
その際申請者様と利用者様のお名前をお聞きする場合があります。

申請手続き

- ・窓口でお手持ちの携帯端末、または社協のタブレットにて申請をお願いします。
※端末をお持ちでなくとも問題ありません。

車いす＆許可証受け取り

- ・期日までに車いすの返却をお願いします。原則一か月の貸出期間とします。
- ・状況に応じて、期日から一か月の延長を承ります。なお、特別な事情がある場合はご相談ください。